

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市集落営農・担い手支援事業
補助の区分	事業補助(奨励補助)
補助の概要	農業従事者の高齢化及び後継者不足などが課題となっている中、集落営農の推進や地域農業を支える農業経営体を確保し、地域農業の振興を図るために要する経費に対し補助金を交付する
補助事業者	農業者、農業者団体、新規に就農を検討している者
補助対象経費	農業者等が農業機械や施設等を整備する際の経費、新規就農者の育成に係る経費
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	1/2以下で事業ごとに設定する(市単独)
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由 島外から新規就農者の掘り起こしを実施するにあたり、就農体験参加者の宿泊費に対する補助については、新規就農者個人を確保・移住定住に直結する事業であり、実績として少額の補助となるが、補助限度額である5000円/泊については、他自治体と比較しても妥当であると考えている。
補助率等	1/2以下で事業ごとに設定する(市単独)
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
※数値目標の設定検証	<p>【佐渡市将来ビジョン】</p> <p>①農地所有適確法人及び生産組織数 現状:53団体 → H31:75団体</p> <p>②新規就農者数 現状:14経営体/年 → H31:34経営体/年</p> <p>【佐渡市まち・ひと・しごと・創生総合戦略におけるKPI】</p> <p>①認定農業者数 現状:1172人 → H31:1300人</p> <p>○目標に対する費用対効果(計算式)</p> <p>○目標を数値化できない理由及び他の評価方法</p> <p>農業従事者の高齢化及び後継者不足により、経営体の持続が困難となっていることから、地域にあった組織化、法人化に加え、複合経営などによる個人農家の経営安定、また新規就農者への支援を行い、営農や農地保全が安定的、経済的に継続できる持続可能な農業の確立につなげる。</p>
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	平成32年9月30日
補助終期	平成33年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) ホームページ、公募要項
事業担当 (担当部署)	農業政策課
(電話番号)	0259-63-5117